標題

日本籍船「東北地方太平洋沖地震に伴う船舶検査等の取扱いについて」



No. TEC-0850 発行日 2011 年 3 月 18 日

各位

今般、国土交通省海事局検査測度課より、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震が、激甚災害に指定されたこと等に伴い、日本籍船舶検査等の取扱いを添付の「東北地方太平洋沖地震に伴う船舶検査等の取扱いについて」に従い対処するとの連絡がありました。

弊会としましても、平成23年3月14日から平成24年3月13日までの間、被災地を主な受検地とする弊会登録の日本籍船については、当該取扱いに準じて対処させて頂くこととなりましたのでお知らせ致します。

つきましては、船舶検査等に係わる申込みについて、被災地のため通常の受検が困難な場合は、 事前に以下の部署にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。個船の検査状況を確認の 上、対応させていただきます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 検査技術部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2027 / 2028

Fax: 03-5226-2029 E-mail: svd@classnk.or.jp

添付:

1. 東北地方太平洋沖地震に伴う船舶検査等の取扱いについて

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

事務連絡 平成 23 年 3 月 14 日

財団法人 日本海事協会 会長 上田 徳 殿

海事局検査測度課長

東北地方太平洋沖地震に伴う船舶検査等の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年9月6日法律第150号)に基づき、3月13日に激甚災害に指定されたこと等に伴い、船舶検査等について下記のとおり対処することとしましたのでお知らせします。

つきましては、ホームページ掲載等により幅広い周知をお願い致します。 なお、御不明な点は、当課又は最寄りの地方運輸局等までご相談ください。

記

1. 対応官庁

被災地の船舶の所在地を管轄する地方運輸局等での対応の困難が予想されるため、被災地を主な受検地とする船舶等に係る事務について、平成23年3月14日から平成24年3月13日までの間、管轄以外の地方運輸局等でも対応致します。

2. 対処事項

(1) 船舶検査等の申請

船舶検査等に係る申請について、申請者の被災により通常の申請に拠ることが困難な場合、FAX やメール等による申請や添付書類の一部省略を認めることとします。 後日、正式な申請書の提出及び手数料等の納付をお願いします。

(2) 船舶検査証書等の有効期間の延長

平成23年3月14日から平成24年3月13日の間に有効期間が満了する船舶検査証書等について、有効期間が満了する日の翌日から起算して3ヶ月の延長を行います。なお、当該有効期間の延長に伴う事務手続きは、延長された当該期間内に行うことで差し支えありません。

(3) 定期的検査時等の処理

被災のため受検が困難な船舶等については、現認や写真、電話等により船舶等の現 状が良好であることを確認のうえ検査結了とし、結了日の翌日から起算して 6 ヶ月 後の臨時検査の指定とすることが可能です。

(4) 船舶検査受検中船舶等の取扱

被災地において船舶検査受検中である船舶等については、東北運輸局から委嘱手続き等の処理を行いますので、東北運輸局へお問い合わせください。